

## 木造住宅耐震診断（木造一次診断）をご申請の方へ

### 【診断実施について】

1. 診断日時の調整については、原則、申請者から診断士（診断士派遣通知書に氏名と連絡先の記載有り）に直接連絡をしていただくようお願いいたします。  
※診断士から連絡がある場合もあります。
2. 診断の当日は、現地での立会いをお願いします。
3. 設計図書（確認通知書等の図面）をご用意ください。
4. 診断は、主に建物の外観及び内部について目視による調査を行うほか、建物所有者からの聴取または設計図書等の閲覧により行います。
5. 診断日時を変更する場合は、事前に診断士に連絡をお願いします。
6. 診断を辞退する場合は、事前に江東区役所都市整備部安全都市づくり課安全都市づくり係（電話03-3647-9764）に連絡をお願いします。

### 【診断結果について】

1. 耐震診断（一次診断）の結果については、「木造住宅耐震診断（木造一次診断）結果報告書」が木造診断機関（一般社団法人 東京都建築士事務所協会 江東支部）から送られます。
2. 「地震に対する安全性が低い」という診断結果が出た場合は、更に詳しい耐震診断（二次診断及び補強計画）、耐震改修工事または除却工事をご検討ください。  
  
※助成事業がありますので、申請を希望する場合は以下にお問い合わせください。
3. 診断対象外の建物（混構造や3階建て等）であることが判明した場合には、診断が実施できません。耐震診断の結果が出ないため、二次診断及び補強計画、耐震改修工事、昭和46年以降に着工の建物については除却工事の助成事業の申請ができませんのでご注意ください。

### 【お問合せ先】

江東区役所 都市整備部 安全都市づくり課 安全都市づくり係  
〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号  
窓口：江東区役所5階 5-22番  
TEL：03-3647-9764